

ひとり親世帯に

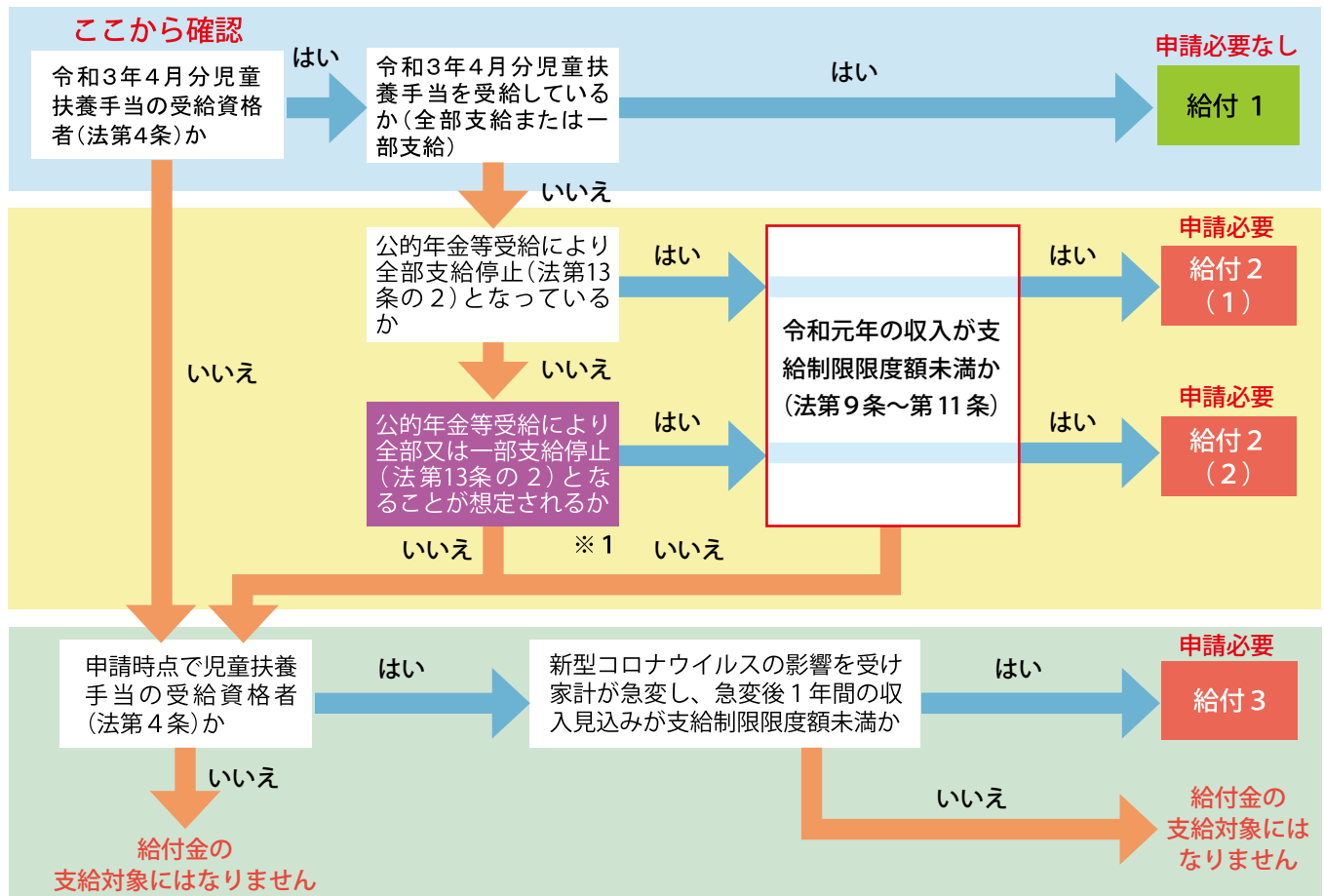
## 特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育て支援を行うため、特別給付金を支給します。

## 支給対象となる方

- ①児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方等  
②児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方も、給付金の対象になる場合があります。  
次のフローチャートにより、ご確認ください。

## 支給要件確認フローチャート



※1：公的年金給付等受給者(児童扶養手当の認定なし)で、児童扶養手当の認定を受けた場合、公的年金等受給により児童扶養手当の全部または一部が支給停止となることが想定される方

## 給付金支給対象者

- 給付1：児童扶養手当受給者
- 給付2(1)：公的年金給付等受給者(児童扶養手当の認定あり)
- 給付2(2)：公的年金給付等受給者(児童扶養手当の認定なし)
- 給付3：家計急変者

※児童とは…

- ・18歳を迎えた後、最初の3月31日までの間にある児童
- ・20歳未満の障がいをもっている児童

給付額：児童1人あたり一律5万円

## 申請方法等

- フローチャートの給付2(1)に該当する方  
→ 申請方法を通知によりお知らせします。
- フローチャートの給付2(2)または給付3に該当する方  
→ 子育て世代包括支援センター「すまいる」の窓口へご相談ください。  
※申請方法については、竹田市公式ホームページにも掲載しています。また、申請書類についてもホームページからダウンロードできます。

## 申請期限

令和4年  
2月28日(月)

お問い合わせ 竹田市子育て世代包括支援センターすまいる(社会福祉課内) ☎63-4823

※上記以外の子育て世帯生活支援特別給付金については、具体的な内容が決まりましたら、改めてお知らせします。